

参 考 資 料

1. 策定体制と経過

(1) 貝塚市障害者施策推進協議会

貝塚市障害者施策推進協議会規則（平成11年9月29日 規則第27号）

（趣旨）

第1条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、貝塚市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他協議会について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 協議会は、条例別表に定める担当事務について調査審議するものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員がその本来の職を失ったときは、前2項の規定にかかわらず、その職を失う。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席及び資料の提出）

第7条 会長は、協議会の調査審議に関して必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。

参 考 資 料

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において行う。

(一部改正〔平成12年規則6号・18年16号〕)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、会長が定める。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第16号改正)

この規則は、平成18年4月2日から施行する。

(2) 貝塚市障害者施策推進協議会委員名簿

区分	団体・機関名等	役職名	氏 名	備考
学識経験者	大阪府視覚障害者福祉協会	会長	井上 誠一	会長
関係団体代表	身体障害者貝塚市中心杖会	理事長	中野 八郎	
	貝塚市障害児者父母の会	会長	藤原 千里	
	貝塚市視覚障害者協会	会長	岩崎 ツユ子	
	貝塚市手をつなぐ親の会	会長	鷲尾 伸子	
	貝塚ろうあ福祉会	会長	中塚 邦雄	
	貝塚市仲よし親の会	会長	上田 華代	
	貝塚市の精神保健福祉を考える会	事務局	中山 美佐恵	
	貝塚市民生委員・児童委員協議会	会長	井上 菊信	
	貝塚市社会福祉協議会	会長	八尾 眞須美	
	(社)貝塚市医師会	理事	河南 昌樹	
	貝塚市歯科医師会	会長	生長 剛	
貝塚市薬剤師会	理事	田中 秀子		
障害者福祉事業従事者	貝塚市障害者生活支援センター、 泉州中障害者就業・生活支援センター	施設長 センター長	浅野 壽一	職務代理者
	こどもデイケアいずみ地域生活支援室	施設長	長富 義隆	
	障害者地域生活支援センターみずま	施設長	横井 誠二	
	貝塚市内障害児(者)施設連絡会	会長	矢野 雅人	
	貝塚市内障害児(者)施設連絡会	副会長	木下 隆司	
関係行政機関	貝塚市健康福祉部	部長	児玉 和憲	

(敬称略、順不同)

(3) 策定の経過

年	月 日	策 定 経 過
平成26年	7月1日	第1回貝塚市障害者施策推進協議会 ・今後の取り組みについて（第4期貝塚市障害福祉計画の策定について、今後のスケジュール、アンケート調査について）
	7月	計画策定のためのアンケート調査の実施 ・調査対象2,293件、有効回答数1,225件
	8月	計画策定に向けた関係団体懇談会 ・市内障害者団体7団体
	11月18日	第2回貝塚市障害者施策推進協議会 ・アンケート調査及び市内障害者団体へのヒアリングの結果について ・計画原案について
平成27年	1月20日	第3回貝塚市障害者施策推進協議会 ・第4期貝塚市障害福祉計画（素案）について ・パブリックコメントの予定について
	2月13日 ～3月6日	パブリックコメントの実施
	3月17日	第4回貝塚市障害者施策推進協議会 ・パブリックコメントの結果について ・第4期貝塚市障害福祉計画（最終案）について
	3月	法定協議に係る大阪府の意見書受理（大阪府より） 第4期貝塚市障害福祉計画策定

2. 用語の解説

用 語	解 説	頁
あ 行		
意思疎通支援	<p>「障害者の権利に関する条約」の政府仮訳では、Communicationを「意思疎通」と訳しており、その定義について『「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。』と翻訳している。</p> <p>地域生活支援事業における「意思疎通支援事業」は、聴覚、音声・言語機能、その他の障害のため意思疎通を図ることに障害のある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等を通じた支援が中心となっているが、意思疎通支援を必要とする人は視覚障害をはじめ、聴覚、音声・言語機能に障害のある人、知的障害や広汎性発達障害等により自らの意思を表明しづらい人など多岐にわたっており、各種事業の枠組みにとらわれない、障害のある人個々の状況に応じた支援が求められている。</p>	15,42,54,58,59,63
A L S (筋萎縮側索硬化症) (amyotrophic lateral sclerosis)	<p>脳から脊髄まで信号を伝える上位運動ニューロンと、それを受けて脊髄から信号を発し筋肉を収縮させる下位運動ニューロンが、選択的かつ進行性に変性し消失していく原因不明の病気。筋萎縮と筋力低下が特徴的な病気で、初期には手足がやせたり力が入らなくなる。筋萎縮は徐々に全身に広がり、歩行困難になるほか、言語障害、嚥下障害、呼吸障害に及ぶ。</p>	45,46
N P O (民間非営利団体) (non-profit organization)	<p>ボランティア活動などに取り組む民間の営利を目的としない団体。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う。平成10年12月施行の特定非営利活動促進法（NPO法）によって、法人格が与えられた。</p>	53
か 行		
ケアマネジメント (care management)	<p>社会的な援助を必要としている人が、地域で安心して自分らしい生活をおくれるよう、希望者の状況やニーズ等を把握・評価したうえで、地域のさまざまな社会資源と結びつけ、総合的・継続的なサービスの供給を確保する援助方法や、そのための手続きのこと。また、その担い手である専門職をケアマネジャーという。</p>	43
権利擁護	<p>障害のある人や入院患者をはじめ、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理・代弁することでその権利やニーズの獲得を行うこと。</p>	1,36,43,56,57

用 語	解 説	頁
高次脳機能障害	交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。外見上ではわかりにくいため、周囲の理解が得られにくいといわれている。	4
さ 行		
自閉症	原因不明の中枢神経系を含む身体上の障害で、生涯にわたって種々の内容や程度の発達障害を示すもの。言葉の発達の遅れ、対人関係の困難さ、アンバランスな感覚、活動や興味の範囲が狭い、アンバランスな知的機能、変化に対する不安や抵抗などの特徴があげられる。	34
社会資源	社会ニーズを充足するために活用できる制度、機関、組織、施設・設備、資金、物品、さらに個人や集団が有する技能、知識、情報などをあわせた総称。	46,49
社会モデル	WHO（世界保健機関）が平成13年(2001年)に採択した「国際生活機能分類－国際障害分類改訂版」において採用した障害分類方法の考え方。障害を「個人の特徴だけでなく、社会環境との相互作用から発生する」ととらえている。	2
障害者法定雇用率制度	障害のある人の雇用を促進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、一般の民間企業（従業員数56人以上）や国・地方公共団体（職員数48人以上）などに対して、雇用している労働者総数に占める障害のある人の割合を定め、それ以上の雇用をめざす制度。未達成の事業者には、納付金（罰則金）の支払いや「雇用計画」の作成を義務づけ、場合によっては厚生労働大臣による事業者名の公表などがある。平成18年度から、身体障害や知的障害のある人に加えて、精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳保持者）も各企業の雇用率の算定対象となった。	2,44
職場適応援助者 (ジョブコーチ)	障害のある人の就労を援助するため、仕事の手順を覚えるための支援を行ったり、その後も定期的に職場訪問をして職業生活についての相談、アドバイス等を行う援助者のこと。	44
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付されるもの。法によるサービス等を受けるためには、手帳の交付を受けていることがその前提となっている。	7,16,17

用 語	解 説	頁
ストマ	何らかの要因によって、肛門を切除したり、膀胱を摘出する治療を行った場合に、その代わりとなる便や尿の出口（排せつ口）をつくる必要があり、腹部にできた便や尿の出口（排せつ口）のことをストマという。便を排せつする消化管ストマと尿を排せつする尿路ストマがある。	58
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰・自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を持つ人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。	7,16,17
成年後見制度	判断能力が不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障害や精神障害のある人など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護などについての代理権を与える任意後見制度がある。	15,54,57
な 行		
内部障害	身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱または直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の総称。	7
は 行		
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。	1,2,4,17,34,37,64
バリアフリー (barrier free)	障害のある人などが社会生活をおくるうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語からはじまり、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の取り除くという意味で用いられるようになった。	42
福祉的就労	一般事業所への就労が困難な障害のある人が、福祉的な配慮のもとに授産施設や作業所などで工賃収入を得て働くこと。	44
ボランティア (volunteer)	個人が自発的に決意・選択し、人間の持っている潜在的な能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動そのものや活動している人のこと。自発性（自立性）・無償性（非営利性）・公共性（公益性）・先駆性（開発性）などを特徴とする。ただし、非営利的有償サービスへの参加なども含まれるようになり、より多義的なものとなっている。	55,62

や 行		
要約筆記	聴覚障害のある人のための意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障害のある人に伝達するもの。	15,58,62
ら 行		
ライフステージ (life stage)	乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など、人が生まれてから死に至るまでのさまざまな人生の段階を表す言葉。	25,42,53
療育手帳	知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として交付されるもの。	8,16,17
リハビリテーション (rehabilitation)	障害のある人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術のことをいい、「全人間的復権」をその理念とする。医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーション、社会的リハビリテーションなどの分野がある。	42,44,46

第4期貝塚市障害福祉計画

平成27年（2015年）3月

貝塚市

《編集・発行》 〒597-8585 大阪府貝塚市島中1丁目17番1号
電話 (072) 423-2151（代表）

印刷・製本費（紙代等も含む）は、1部あたり432円です。